

自治会等表彰式・感謝状贈呈式が行われました!

茨木市では、自治会等の役員の方々をはじめ、自治会活動などの発展に寄与された地域住民、地域の企業、NPOや各種団体などの方々を対象として、改めて感謝の意をお伝えするため、自治会等表彰制度を創設しています。

令和7年10月23日(木)に茨木市役所南館10階で表彰式を行いました。

今年度は、茨木、三島、中条、玉櫛、安威、清溪、中津、東、水尾、郡山、太田、天王、庄栄、郡、耳原、東奈良の16校区の地区連合自治会長、地域自治組織代表者から推薦があり、「功労表彰」は21人、「感謝状」は12人、2団体の方々を受賞されました。

功労表彰は、地域自治組織や自治会等の役員を2年以上担っておられる方、もしくは担っておられた方、また、自治会活動等の担い手として5年以上ご協力いただいている方が対象です。

感謝状は、自治会活動等の発展に寄与し、その功績が特に顕著である方や、企業、NPO、各種団体で、地域自治組織等を構成する団体として参画し、かつ2年以上積極的に参加されている団体、さらに、地域自治組織や自治会等が実施する活動に対して5年以上協賛、協力していただいている団体が対象です。今年度からは、地域課題の解決に向け、創意工夫した取組を5年以上継続している自治会も表彰の対象となりました。



～地区連合自治会長研修会～

令和7年11月16日(水)に地区連合自治会長研修会として、市役所合同庁舎6階大会議室にて、「顔の見える付き合いこそ災害への備え」をテーマに、追手門学院大学 古川隆司教授にご講演いただきました。

被災時の仮設住宅や避難生活における交流や支え合いには、自治会などの住民主体の団体が大きな役割を果たしていることをお話しいただきました。こうした団体をつくり、機能させるためには、日ごろからのあいさつや声かけを重ね、顔の見える関係を築いておくことが重要であることを学びました。また、こどもころに地域活動へ参加した経験は、災害時や有事の際に自然と助け合える関係づくりにつながることを改めて認識しました。

後半は、6つのグループに分かれ、古川先生から配布されたアンケートをもとに、日ごろからの近所付き合いについてや、各地域で取り組んでいる行事等をテーマに、普段交流することのない他の地域の方と意見交換しました。地域の課題や好事例について話していただくことで、共通する部分や、新たな発見等を得ることができました。



災害時の避難行動について

1 風水害を知ろう(風水害時の行動)

雨や風は事前に予測できるので、風水害が発生する前に備えることができます。いざというときに慌てることがないように、平時からあらかじめどのように行動するか決めておくことが重要です。「まだ大丈夫」と思うことなく早めの避難を心がけましょう。

STEP 1 茨木市水害・土砂災害ハザードマップを見る

自宅等周辺の水害リスクについて事前に確認しておきます。家族や近所の方とも話し合っておきましょう。



STEP 2 避難を考える

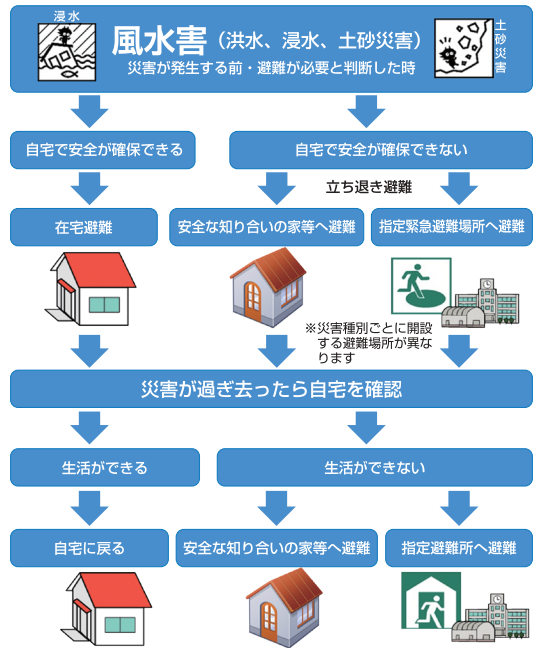
自宅で安全が確保できない場合は、いざというときにどこに避難するか事前に考えておきます。また、浸水のおそれのある危険箇所や転落のおそれのある水路等を避ける等事前に経路を確認しておきましょう。

STEP 3 防災気象情報を確認する

テレビやインターネット、アプリ等を通じて防災気象情報をこまめに確認し、避難に備えておきましょう。

STEP 4 避難する

動きやすい服装で災害が発生する前に避難しましょう。



2 地震災害を知ろう(地震時の行動)

いつ発生するかわからない地震では、とっさの判断が生死を大きく左右します。落ち着いて行動できるよう、普段から流れを確認しておきましょう。

STEP 1 防災行動を確認する

家具の固定やレイアウトの見直し、非常持ち出し品の見直し、家族間の安否確認手段の確認、地域で集合できる場所や避難場所、避難経路の確認を行いましょ。

STEP 2 我が身の安全をはかる

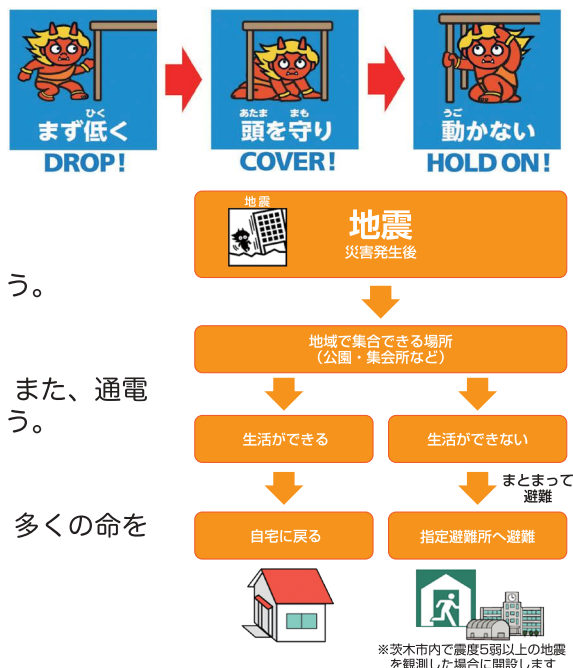
揺れがおさまるまでテーブルの下などで身の安全を確保しましょう。

STEP 3 家族の安全を確保する

避難路確保のため玄関ドアを開放し、家族の安否を確認します。また、通電火災を防ぐためにガスの元栓を閉め、電源ブレーカーを切りましょう。

STEP 4 地域で集合できる場所に移動する

いち早く安否確認をすることで、救出・救護を行うことができ、多くの命を救うことに繋がります。



自治会長説明会を開催します

令和8年度自治会長説明会を4月24日(金)午後7時からと、4月26日(日)午前10時から、文化・子育て複合施設おにクル1階きたしんホールにて実施します。

この説明会は、毎年、年度当初に実施しており、自治会長の1年間のおおまかなスケジュールや市との関係についてお話ししています。**新任の会長に限らず**ご参加いただくことができます。

日程等の詳細につきましては、3月13日(金)発送の市からの自治会長宛送付文書をご参照ください。



昨年の自治会長説明会の様子

ICT出前講座受講後の感想を伺いました!

茨木市では、自治会活動にICTを取り入れることにより、自治会役員の負担軽減や時代のニーズに合わせた活動を図っていただくため、単位自治会、連合自治会を対象にICT出前講座を実施しています。

今回は、ホームページ作成講座を受講された、井口台南コミュニティ 宮原会長に感想を伺いました。

井口台南コミュニティ
会長 宮原 岩美 さん

井口台南コミュニティは、令和6年4月に立ち上げ、活動を行ってきました。自治会加入率は17%と低い状況ですが、自治会に加入し、役員を担ってくださっているのは、主に若い子育て世代の方々です。そのため、役員の負担を少しでも軽減できるよう、LINEなどのデジタルツールを活用した運営に取り組んできました。

一方で、自治会未加入の方にも活動内容を知っていただきたいと考え、InstagramなどのSNSを活用して情報発信を試みました。しかし、「さまざまな情報が多く、コミュニティの活動が分かりにくい」といった意見もありました。そこで役員で話し合い、コミュニティの活動を分かりやすく発信するため、ホームページを作成することを決定し、茨木市地域コミュニティ課に相談したところ、ICT出前講座でホームページ作成ができると教えていただき、役員5人で受講することになりました。

講座では、とても分かりやすく丁寧にご指導いただき、無事にホームページを完成させることができました。現在は、デジタルに詳しい方を中心に役割分担しながら更新を行い、できるだけ迅速な情報発信を心がけています。

ICT出前講座では、ホームページやLINEなどについて、分かりやすく丁寧に教えていただけます。デジタル活用を検討されている地域の方は、ぜひ地域コミュニティ課に相談してみてください。

⚠️ 令和8年4月1日から自転車の違反に「青切符」が導入されます!

自転車の青切符制度(交通反則通告制度)とは、信号無視や一時不停止、ながらスマホ等、軽微な交通違反者への反則金納付による簡略な事件処理制度で、令和8年4月1日から16歳以上の自転車運転者に適用されます。主な違反行為と反則金額、手続きの流れについて紹介します。

●主な違反行為と反則金額

携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(歩道通行) ※スピードを出して歩道を通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合など	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
公安委員会遵守事項違反【大阪府道路交通規則】 ●ヘッドホン等の使用 ●傘差し運転	5,000円
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	3,000円

●手続きの流れ

